

(目的)

第1条 町民の就労機会の拡大と地元への定着及び所得の向上を図るため、常用雇用労働者を雇用した事業主に対し、予算の範囲内で、葛巻町補助金交付規則（昭和35年葛巻町規則第5号）及びこの要綱により葛巻町雇用拡大所得向上支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常用雇用労働者 町内に住所を有し、交付対象となる事業主（以下「交付対象事業主」という。）に雇用契約の形式を問わず、期間の定めなく雇用されている労働者、有期雇用の契約を繰り返し更新し1年以上継続して雇用されている労働者及び採用時から1年以上継続して雇用されると見込まれる労働者をいう。
- (2) 事業主 町内に主たる事務所、店舗又は工場を有し事業を営む者で、雇用保険法（昭和49年法律第119号）の適用を受けている者又は農林水産業を営む者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和32年法律第122号）第2条に規定する事業を営む者を除く。
- (3) 賃金 毎月支払われる基本的な賃金（役職手当及び資格手当を含む。）をいう。

(事業)

第3条 町長は、雇用促進・所得向上を促進するため、次の各号の事業を行うものとする。

- (1) 雇用拡大支援事業
- (2) 雇用定着支援事業
- (3) 所得向上支援事業

(補助金の対象事業主)

第4条 補助金の交付対象事業主は、別表1に掲げる要件を満たすものとする。

2 前条第1号に規定する事業の場合は交付対象となる労働者（以下「交付対象労働者」という。）の内定日、前条第2号及び第3号に規定する事業の場合は申請日から起算して1年以内に常用雇用労働者を交付対象事業主の都合で内定取り消し若しくは解雇していないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 当該雇用労働者の責に帰すべき重大な理由による解雇
- (2) 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇

3 交付対象事業主が前項に該当する事業主の場合は、補助金交付を申請することができない。ただし、該当した年度の末日から3年以上経過した場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は別表2のとおりとする。

(提出書類及び提出期日)

第6条 規則に定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表3のとおりとする。

(事業に要する経費配分及び補助事業の内容の軽微な変更)

第7条 規則第6条第1項第1号及び第2号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 上記に掲げる変更以外の変更で、補助金額の増減を伴う変更
(申請の取り下げ)

第8条 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(補助金の返還等)

第9条 町長は、交付対象事業主が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する各事業において、第4条に規定している要件を満たさないとき。
- (2) 補助金の申請に関し、偽りその他不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金交付決定の全部又は一部を取り消す相当の理由があると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該交付した補助金の全額又は一部の額の返還を命ずることができる。

(書類の整備等)

第10条 交付対象事業主は、事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(葛巻町雇用促進事業補助金交付要綱の廃止)

2 葛巻町雇用促進事業補助金交付要綱（平成27年葛巻町告示第8号。以下「旧要綱」という。）は廃止する。

(廃止に伴う経過措置)

3 この告示の施行の際に現に旧要綱第3条の規定に基づき交付認定を受けている交付対象事業主に対する補助金の交付については、なお従前のおりとする。

別表 1 (第 4 条関係)

事業名	補助対象要件	共通要件
(1) 雇用拡大支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象労働者を新たな常用雇用労働者として雇用すること。 2 申請日時点から過去 1 年間における最も多い常用雇用労働者数と比較し人数が増加していること。(町内で雇用されている者に限る) 3 新たに雇用した常用雇用労働者を 1 年間以上継続雇用する若しくは見込みであること。 4 交付対象労働者が、過去に本要綱による同事業において補助金交付を受けていないこと。(申請する事業者が異なる場合でも同様に対象外とする。) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象労働者は交付対象事業主又は取締役若しくは監査役の 2 親等以内の親族を除く。 2 出勤簿又はタイムカード、給与台帳、労働者名簿等の書類を整備していること。 3 交付対象事業主が補助金の交付申請時及び補助金請求時に納期の到来した町税を完納していること。
(2) 雇用定着支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 常用雇用労働者が雇用された期間が 2 年以上 5 年未満であること。 2 申請日時点で対象となる常用雇用労働者の賃金を所定内労働時間数で除した時間単価が 1,250 円未満であること。 3 交付対象労働者が、過去に本要綱による雇用促進定着支援事業での補助金若しくは葛巻町雇用促進事業補助金交付要綱(平成27年葛巻町告示第 8 号)において補助金交付を受けていない常用雇用労働者であること。(申請する事業者が異なる場合でも同様に対象外とする。) 	<ol style="list-style-type: none"> 4 交付対象事業主が国、県又は町の類似する補助金等の交付を受けていないこと。 5 県が定める最低賃金を下回っていないこと。 6 個人経営の農林水産業者で、常時使用している労働者数が 5 人未満の事業主を除き、交付対象労働者が雇用保険の被保険者若しくは、雇用に係る労働災害補償保険に加入していること。
(3) 所得向上支援事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付対象労働者の賃金を申請月時点から過去 1 年間における最も高い賃金の額と比較し時間単価 50 円以上上げている若しくは見込みであること。 2 申請日時点より 1 年以内に交付対象労働者の賃金を引下げていないこと。 3 賃金引上げ後の額を 1 年間以上継続する若しくは見込みであること。 4 当該年度において本要綱による雇用拡大支援事業の交付対象労働者でないこと。 	

別表 2 (第 5 条関係)

事業名	補助金の額
(1) 雇用拡大支援事業	交付対象労働者 1 人当たり12万円を上限とし、当該年度において 1 交付対象事業主につき 3 人を限度とする。
(2) 雇用定着支援事業	交付対象労働者 1 人当たり36万円を限度とし、当該年度において 1 交付対象事業主につき 3 人を限度とする。
(3) 所得向上支援事業	交付対象労働者 1 人当たり 5 万円とし、当該年度において 1 交付対象事業主につき10人を限度とする。

<p>報告に係る書類 (実績報告書)</p> <p>所得向上支援事業の場合は提出が必要</p>	<p>1 葛巻町雇用拡大所得向上支援事業補助金実績報告書</p> <p>(1) 実績報告書一覧表（様式第4号の2）</p> <p>(2) 賃金引上げ月から1年間の出勤・賃金支払いが確認できる書類</p>	<p>第4号</p>	<p>1部</p>	<p>以下の事象が生じた日のうちで早い日を提出期日とする。</p> <p>(1) 賃金引上げ月から1年経過した月末日より30日以内</p> <p>(2) 全ての補助対象者が補助対象要件を満たさないことを確認した日から30日以内</p>
---	---	------------	-----------	---